

## 令和6年度三重県一般会計補正予算（第4号）

令和6年度三重県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,125,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ835,282,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,630,871 千円	710,943 千円	3,341,814 千円
	1 分担金	129,287	93,438	222,725
	2 負担金	2,501,584	617,505	3,119,089
9 国庫支出金		84,440,525	11,315,373	95,755,898
	1 国庫負担金	48,132,655	8,396,487	56,529,142
	2 国庫補助金	34,092,195	2,918,886	37,011,081
12 繰入金		39,168,430	158,094	39,326,524
	2 基金繰入金	39,064,644	158,094	39,222,738
15 県債		76,945,000	13,941,000	90,886,000
	1 県債	76,945,000	13,941,000	90,886,000
<b>歳入合計</b>		<b>809,157,000</b>	<b>26,125,410</b>	<b>835,282,410</b>

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		47,721,669 千円	29,000 千円	47,750,669 千円
	5 生 活 文 化 費	6,594,081	29,000	6,623,081
6 農 林 水 産 業 費		35,752,892	5,955,296	41,708,188
	3 農 地 費	9,829,639	4,559,596	14,389,235
	4 林 業 費	8,351,610	184,500	8,536,110
	5 水 産 業 費	5,002,699	1,211,200	6,213,899
8 土 木 費		85,784,574	20,114,005	105,898,579
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,923,557	8,796,140	41,719,697
	3 河 川 海 岸 費	14,766,340	9,914,133	24,680,473
	4 港 湾 費	3,252,222	799,300	4,051,522
	5 都 市 計 画 費	6,870,129	604,432	7,474,561
9 警 察 費		45,571,507	27,109	45,598,616
	2 警 察 活 動 費	4,943,378	27,109	4,970,487

歲 出 合 計	809,157,000	26,125,410	835,282,410
---------	-------------	------------	-------------

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費			5,955,296 <small>千円</small>
	3 農 地 費	団体営かんがい排水事業費	24,240
		基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費	361,660
		高度水利機能確保基盤整備事業費	1,698,050
		県営ため池等整備事業費	1,090,050
		団体営ため池等整備事業費	368,000
		地すべり対策事業費	15,500
		農業用施設アスベスト対策事業費	42,000
		農村地域排水対策事業費	349,030
		県営中山間地域総合整備事業費	372,200
		団体営農業集落排水整備促進事業費	97,200
		命と暮らしを守る農道保全対策事業費	141,666
	4 林 業 費	林道事業費	32,500
		造林事業費	8,000
治山事業費		144,000	

	5 水 産 業 費	県 営 漁 港 海 岸 保 全 事 業 費	199,000
		県 営 水 産 物 供 給 基 盤 機 能 保 全 事 業 費	109,200
		県 営 漁 港 施 設 機 能 強 化 事 業 費	294,000
		県 営 水 産 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	609,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費		16,188,060
		道 路 維 持 交 付 金 事 業 費	58,586
		国 補 道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 ( 道 路 維 持 )	2,064,902
		国 補 土 砂 災 害 対 策 費 ( 道 路 維 持 )	144,900
		国 補 通 学 路 緊 急 対 策 交 通 安 全 対 策 事 業 費 ( 道 路 維 持 )	126,000
		国 補 道 路 改 築 費	105,000
		道 路 整 備 交 付 金 事 業 費	2,324,750
		国 補 道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 ( 道 路 整 備 )	1,816,500
	3 河 川 海 岸 費	国 補 土 砂 災 害 対 策 費 ( 道 路 整 備 )	21,000
		治 水 ダ ム 建 設 事 業 費	1,122,000
		国 補 ダ ム メ ン テ ナ ン ス 事 業 費	78,080
		河 川 整 備 交 付 金 事 業 費	1,724,000
		大 規 模 特 定 河 川 事 業 費	735,000
		国 補 河 川 メ ン テ ナ ン ス 事 業 費	21,000

		砂防整備交付金事業費	1,970,750	
		国補通常砂防事業費	640,250	
		国補砂防メンテナンス事業費	214,000	
		海岸高潮対策（海岸）費	1,049,000	
		海岸保全施設整備連携事業（海岸）費	25,500	
		国補海岸メンテナンス（海岸）事業費	543,110	
	4 港 湾 費	国補港湾改修費	55,800	
		海岸侵食対策（港湾）費	294,000	
		海岸高潮対策（港湾）費	157,000	
		国補海岸メンテナンス（港湾）事業費	292,500	
	5 都 市 計 画 費	国補街路事業費	536,932	
		都市公園安全対策事業費	67,500	
	合 計			22,143,356

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
漁業近代化資金等保証料助成契約	令和7年度～令和11年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 融資総額100,000千円を限度として年率1.5%以内で保証料を助成する。
三重県信用保証協会保証料軽減補助金	令和7年度～令和14年度	融資総額1,000,000千円を限度として年率0.4%以内で保証料を補助する。

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業経営近代化資金利子補給契約	令和7年度～令和26年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。	令和7年度～令和26年度	融資総額1,400,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
漁業近代化資金利子補給契約	令和7年度～令和26年度	融資総額1,300,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。	令和7年度～令和26年度	融資総額1,400,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	令和7年度～令和22年度	融資総額8,600,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子補給する。	令和7年度～令和22年度	融資総額9,600,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子補給する。

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造 林 費	千円 2,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	2,000			

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 改 良 費	千円 514,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 1,160,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
農 地 防 災 事 業 費	1,782,000	〃	〃	〃	2,349,000	〃	〃	〃
中 山 間 振 興 費	169,000	〃	〃	〃	299,000	〃	〃	〃
農 村 振 興 費	41,000	〃	〃	〃	92,000	〃	〃	〃
林 道 費	302,000	〃	〃	〃	319,000	〃	〃	〃
治 山 費	2,663,000	〃	〃	〃	2,738,000	〃	〃	〃

水産基盤整備費	911,000	〃	〃	〃	1,478,000	〃	〃	〃
道路橋りょう保全費	1,970,000	〃	〃	〃	3,112,000	〃	〃	〃
道路橋りょう新設改良費	18,443,000	〃	〃	〃	22,656,000	〃	〃	〃
河川改良費	6,378,000	〃	〃	〃	10,020,000	〃	〃	〃
砂防費	1,708,000	〃	〃	〃	3,130,000	〃	〃	〃
海岸保全費	1,423,000	〃	〃	〃	2,269,000	〃	〃	〃
港湾建設費	776,000	〃	〃	〃	1,192,000	〃	〃	〃
街路事業費	369,000	〃	〃	〃	539,000	〃	〃	〃
公園費	322,000	〃	〃	〃	357,000	〃	〃	〃
計	76,945,000				90,884,000			

## 令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度三重県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
<p>(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業</p>			
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業 事業費	266,310 千円	168,000 千円	434,310 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
<p>収 入</p>			
第1款 資本的収入	9,541,666 千円	168,000 千円	9,709,666 千円
第1項 企業債	1,989,700 千円	44,000 千円	2,033,700 千円
第2項 補助金	5,910,483 千円	80,000 千円	5,990,483 千円
第3項 負担金	1,641,483 千円	44,000 千円	1,685,483 千円
<p>支 出</p>			
第1款 資本的支出	10,174,446 千円	168,000 千円	10,342,446 千円
第1項 建設改良費	7,156,782 千円	168,000 千円	7,324,782 千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的

(1) 下水道事業費

限度額	
(変更前)	(変更後)
1,627,700 千円	1,671,700 千円